

動物愛護管理法改正へ向けて
資料集(2)

実験動物シリーズ（その2）

行政による実験動物施設の実態把握 —静岡県を実例として—

資料集「動物愛護管理法の改正へ向けて・実験動物シリーズ」の2冊目は、静岡県が動物実験施設の監視に関する自治体の先進的な取り組みとして、静岡県をとりあげました。

現在の「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、動物取扱業の範囲から動物実験施設等は除外されていますが、静岡県では、動物を科学上の目的に利用する施設に対しても長年、立入調査を行っています。これはまさに、市民の求める動物実験施設への公的な監視を、自治体自らが率先して行っている、全国でも先駆的な例だと考えられます。

私たちは、情報公開文書によって、静岡県のこの非常に先進的な取り組みについて、その内容のまとめを試みました。それが、この資料集です。

1 自治体に限られた情報ではありますが、ここから現在の日本の実験動物の飼養状況、福祉に関する問題点などが浮かび上がってきます。なぜ動物実験施設に対しても動物愛護法のもとでの監視が必要なのか、考える一助となれば幸いです。

2011年5月23日

NPO法人 地球生物会議（ALIVE）
動物実験廃止・全国ネットワーク（AVA-net）

目次

行政による実験動物施設の実態把握—静岡県を実例として—	5
開示文書の概略	5
実験動物取扱状況調査票	7
実験動物取扱状況調査票＜記入上の注意＞	8
実験動物取扱施設訪問調査票	9
実験動物取扱状況調査票の記載内容・集計結果	11
実験動物管理者の資格	11
動物別収容数	11
収容設備の大きさ	11
空調設備	11
実験カテゴリ別使用数一覧	11
実験等の実施上、配慮している点	12
処分方法等	12
死体の処理方法	12
犬の使用数と狂犬病予防法に基づく登録・注射の状況	12
動物実験委員会設置の有無	13
基準に即した指針の策定の有無	13
動物別年間使用頭羽数・収容数～使用数順施設一覧～ 平成 20 年度	14
動物別年間使用頭羽数・収容数～使用数順施設一覧～ 平成 21 年度	15
別表 国立 C 大学 動物別年間使用頭羽数・収容数内訳	16
参考：国公立大学研究内容抜粋	17
収容設備の大きさ	18
犬の使用数と狂犬病予防法に基づく登録・注射の状況	19
実験動物取扱状況施設訪問調査票の内容	20
動物の愛護及び管理指導票の内容	20
まとめ	21
参考：静岡県動物愛護管理推進計画	24

行政による実験動物施設の実態把握 —静岡県を実例として—

情報公開文書によるまとめ

動物実験施設への立入制度は、私たち一般市民が、長い間国に対して求めてきたにも関わらず、実現していません。しかし、自治体独自の取り組みとして、条例で実験動物施設の届出制を定めている兵庫県のほかに、静岡県が、動物実験施設に対して動物取扱業と同様の立入検査を長年行ってきたことを知り、私たちはその詳細を知るべく、関連する記録文書を情報開示請求しました。

その結果得られた開示文書は、自治体の意識が高ければ、独自の運用によって動物実験施設の公的な監視が実現可能だということを示す、たいへん貴重な資料となっていました。

静岡県は、動物実験施設の届出制や登録制を条例によって定めているわけではありませんが、通常の動物愛護行政の業務の一環として、この立入検査を行っているとのことです。今後、全国の自治体において実験動物福祉推進の枠組みをどう構築するかを考える際に、この検査の手法や内容は、非常に参考になるものがあると思われます。

また、立入検査の記録は、現在の日本の動物実験施設の状況を知る貴重な手がかりともなっていました。情報公開された文書から、以下にその内容をまとめてみました。

開示文書の概略

■開示された文書

開示されたのは、以下の3点の文書について、平成20年度、平成21年度の2年分。

- ・様式1 実験動物取扱状況調査票
- ・様式2 実験動物取扱施設訪問調査票
- ・動物の愛護及び管理指導票（控）

■開示点数

平成20年度 59 施設分

平成21年度 60 施設分

■各文書の項目　※印は、民間施設のため非開示となった項目

●実験動物取扱状況調査票（各施設2枚）

記入項目は以下の通り。

- ・記入日

1 施設

- ・名称※ ・所在地※ ・TEL※ ・施設管理者 職名、氏名※ ・実験動物管理者 職名、資格、氏名※

2 実験動物収容設備（動物の種類ごとに記入）

- ・動物の種類 ・飼育頭羽数 ・収容設備の大きさ ・設備毎の平均収容頭羽数 ・空調設備の有無
- ・給餌量 ・給水量

3 実験等別動物飼育頭羽数

- ・実験等の名称 ・実験等の概要※ ・年間実験回数 ・動物別年間使用種類・頭羽数

4 動物の処分方法等

- ・実験等の実施上、動物を適切に利用するために配慮している点 ・安楽死措置の方法 ・死体の処理方法

5 実験犬の飼育期間（生後91日以上の犬を飼育している場合にのみ記入）

- ・飼育期間別頭数 ・狂犬病予防法に基づく登録・注射実施状況（登録頭数、注射実施頭数）

（参考）

- (1) 動物実験委員会の設置の有無（有・無）

- (2) 基準に即した指針の策定（有・無）

●実験動物取扱施設訪問調査票（各施設2枚）

書式・項目は次ページ参照。民間施設では、施設名が非開示。

●動物の愛護及び管理指導票（控）（各施設1枚）

- ・所在地※ ・氏名※ ・名称※ ・分類 ・検査結果 ・記入日 ・担当保健所名 ・記入者

■開示された施設一覧

民間施設は全て施設名非開示。国立施設は全て名称が開示されていたが、この資料集ではA～E、ア、a～bのイニシャル表記と、一部●による伏字を用いた。

★印は、平成20年度には文書が存在せず、21年度に増えていた施設。

●公立施設

<国立>

- ・国立A研究所（動物飼育実験棟）

- ・国立B医療センター

- ・国立C大学

a学部：鳥類飼育舎、ア棟●●室、ア棟●●動物飼育施設、ウズラ飼育舎及びa学部2階飼育舎、
ウサギ飼育舎、●●教育センター★

b学部：実験生物飼育舎（マウス）、実験生物飼育舎（鳥類）、●●実験動物飼育舎（ラット）、
非感染実験動物飼育施設、免疫動物舎

- ・国立D医科大学（動物実験施設）

<県立>

- ・県立A大学

- ・県立B研究所（動物実験施設）

- ・県立C家畜保健衛生所

- ・県立D農業高等学校

- ・県立E研究所

<市立>

- ・市立A研究所

●実験動物取扱状況調査票

実験動物取扱状況調査票

様式1

平成 年 月 日

1 施設

名称			
所在地	都() -		
施設管理者	職	氏名	
実験動物管理者	職	資格	氏名

2 実験動物収容設備 (動物の種類毎に記入してください。)

動物の種類 ¹ 頭羽	飼育頭数 ² × × × 00	収容設備の大きさ ³	講師の持込頭数 ⁴ 頭羽	空載時の有無 ⁵ 有無	給餌量 ⁶ g/頭/日	給水量 ⁷ ml/頭/日
				有無		
				有無		
				有無		
				有無		
				有無		
合 計						

3 実験等別動物飼育頭数 (平成21年度の実績を実験等別に記入してください。)

実験等の名称	実験等の概要	年間実験回数	動物別年間使用頭数

4 動物の処分方法等

実験等の実施上、動物を如何に利用するため直面している点	安楽死措置の方法	死体の処理方法

5 実験犬の飼育期間 (生後91日以上の犬を飼育している場合にのみ記入)

(1) 飼育期間別頭数

飼育期間	0~30日	31日以上
頭 数		

(2) 狂犬病予防法に基づく登録・注射実施状況

狂犬病予防法に基づく 登録・注射実施頭数	登録頭数	注射頭数

(参考) (1) 動物実験委員会の設置の有無 有・無

(2) 基準に即した指針の策定 有・無

●実験動物取扱状況調査票 <記入上の注意>

東京都立外傷研究所

<記入上の注意>

実験動物

この調査は動物愛護の観点から実施するものです。対象となる動物は、実験等の利用に供するため貴所で飼育し、又は保管している母乳類、鳥類及び爬虫類に属するものです。

1 施設

(1) 施設管理者

実験動物を飼育、保管する施設の管理を総括する責任者について記入してください。(施設長、教授等)

(2) 実験動物管理者

施設における実験動物管理部門の責任者について記入してください。

なお、実験動物管理者が獣医師、実験動物技術者等の有資格者であれば、その旨記入してください。

2 実験動物収容設備

この欄は実験動物の種類毎に記入してください。

(1) 動物の種類¹

動物の種類が多く、表中の欄が不足した場合は調査表を変えて記入してください。

(2) 飼育頭羽数²

その動物について、現在、貴所で飼育、保管している全頭数を記入してください。

(3) 収容設備の大きさ³

動物を収容しているケージ等の大きさ(縦×横×高さ)をcm単位で記入してください。

異なる大きさのケージを利用している場合は利用頻度の最も多いものを記入してください。

(4) 収容設備毎の平均収容頭羽数⁴

(3)で記入した飼育ケージ等の平均的な収容頭羽数を記入してください。

(5) 空気清潔設備の有無⁵

冷暖房設備の有無について該当するものに○を記入してください。

(6) 給餌量⁶

1日、1頭羽毎の給餌量をg単位で記入してください。

(7) 給水量⁷

1日、1頭羽毎の給水量をml単位で記入してください。

3 実験等別動物飼育頭羽数

この表には貴所で行われている実験等のうち、平成21年度の実績について記入してください。

実験等とは、動物を教育、試験研究又は生物学的導薬の製造の用その他の科学上の利用に供することをいいます。

なお、実験等の種類が多く、表中の欄が不足した場合は調査表を変えて記入してください。

動物別年間使用頭羽数の欄には実験等毎に使用された動物の数を種類別に記入してください。

4 動物の処分方法等

(1) 実験等の実施上、動物を適切に利用するために配慮している点

麻酔、保温、実験に供する期間をできるだけ短くする等の動物の苦痛の排除に配慮している点を記入してください。

(2) 安楽死措置の方法

実験等終了時の動物の安楽死措置の方法を記入してください。

(3) 死体の処理方法

安楽死措置後の動物の死体の保管及び処分の方法を記入してください。

5 実験犬の飼育頭羽数

この表は生後91日以上の犬を飼育している施設のみ記入してください。

(1) 飼育頭羽数

生後91日以上の犬の飼育頭数について、飼育日数を30日以下、31日以上に分けて記入してください。

(2) 狂犬病予防法に基づく登録・注射実施状況

狂犬病予防法に基づく登録・注射の実施頭数を記入してください。

●実験動物取扱施設訪問調査票 表

実験動物取扱施設訪問調査票

様式2

施設名		調査年月日	年 月 日
		調査員氏名	

調査項目	適○ 否×	不適理由
I 一般原則		
1 基本的な考え方		
(1) R 1 代替法の活用 (Replacement) ・代替手段はないか (in vitroの実験系・系統発生的に下位動物種へ置換が可能か)		
(2) R 2 使用数の削減 (Reduction) ・使用する実験動物の数は適当か ・動物実験の不要な繰り返しに当たらないか		
(3) R 3 苦痛の軽減 (Refinement) ・実験処置により予想される苦痛の程度を把握しているか ・鎮痛処置、麻酔、術後管理は適切か ・人道的エンドポイントは設定しているか		
2 動物の選定		
3 周知		
(1) 委員会等指導機関の設置		
(2) 指針の策定		
(3) 関係団体、他の機関等との連携		
II 共通基準		
1 動物の健康及び安全の保持		
(1) 飼養及び保管の方法	ア 適切な給餌、給水 イ 健康管理、治療 ウ 導入時検疫、順化順応 エ 飼養保管時の動物種の組合せ	
(2) 施設の構造等	ア 広さ イ 温度等の飼養環境 ウ 衛生的・安全な構造	
(3) 教育訓練等		
2 生活環境の保全		
3 危害等の防止		
(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法	ア 逸走しない構造、強度 イ 人の健康管理 ウ 飼養者の危険防止に係る施設の構造 エ 施設及び動物の数の点検 オ 飼養者、実験実施者間での情報提供 カ 実験に関係ない者への措置	
(2) 有毒動物の飼養及び保管		
(3) 逸走時の対応 (逸走時の連絡と捕獲)		
(4) 緊急時の対応 (緊急時対策に関する計画の作成)		

●実験動物取扱施設訪問調査票 裏

第一 検査票用紙の記入欄

	4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等		
	5 実験動物の記録管理の適正化		
		ア なるべく短時間の輸送方法	
		イ 適切な温度管理	
	6 輸送時の取扱い	ウ 車両の規模、構造	
		エ 衛生的な措置	
	7 施設廃止時の取扱い		

III 個別基準

	1 実験等を行う施設		
	(1) 実験等の実施上の配慮		
	(2) 事後措置		
	2 実験動物を生産する施設（繁殖方法、説明責任）		
IV	処分		
	1 殺処分動物の殺処分方法		
IV	その他		
	1 狂犬病予防法の遵守		

摘要

備考：

- 該当がない場合は、適否の欄に斜線をひくこと。
- 不適事項が認められた場合はその旨を不適理由欄に記入するとともに、改善指導等を行った場合には、その旨を摘要欄に記入すること。

実験動物取扱状況調査票の記載内容・集計結果

■実験動物管理者の資格

調査票には、施設管理者（施設の長など）とは別に、実験動物管理者の職名・資格・氏名を書く欄がある。

施設管理者の資格についての内訳は右記の通り。

* 1人で2つの資格を持つ人がいるので、合計数は施設数を超える。

資格名	平成 20 年度	平成 21 年度	(人)
獣医師	14	14	
実験動物医学専門医	1	1	
実験動物技術指導員	1	2	
実験動物技術者 1 級	10	7	
実験動物技術者 2 級	8	7	
実験動物技術者級数不明	1	1	
なし	26 (42.6%)	29 (48.3%)	
その他（薬剤師）	0	1	

■動物別収容数

* 年間使用頭羽数の表に掲載 → 14～16 ページ

■収容設備の大きさ

* 別表 → 18 ページ

■空調設備

空調設備欄に、「無」の回答があったのは、両年度合わせて以下の通り。

私立短期大学と思われる民間施設は、2年間とも「空調なし」との回答。

施設名	動物種
県立D農業高等学校	乳牛、イヌ、綿羊、山羊、馬（但し、綿羊、山羊、馬はふれあい動物）
県立C家畜保健衛生所	ニワトリ、マウス、ウサギ、モルモット、ブタ
民間施設	ラット

■実験カテゴリ別使用数一覧

記入されている実験内容から、分野別に統計をとった結果は下記の通り。

（記入内容は簡略なため、おおよその想定で分類を行った）

◇公立施設

実験カテゴリ	平成 20 年度	平成 21 年度 (四)
遺伝子組換え実験	12,128	23,966
遺伝・発生	22,075	7,011
行動	8,192	4,410
食品・栄養	1,576	1,859
その他の基礎研究 *1	28,511	20,475
教育 *2	563	779
貝毒検査	156	258
その他 *3	857	1435
計	74,058	60,193

*1 目的不明のものなど。 *2 実習、公開講座など。

*3 系統維持、施設管理（微生物検査）用など。

◇民間施設

実験カテゴリ	平成 20 年度	平成 21 年度 (四)
薬効・薬理	186,486	147,704
安全性	129,287	107,073
力価試験	11,136	10,269
薬物動態	9,783	7,051
その他試験 *1	8,486	8,366
遺伝子改変動物作出	10,500	10,500
基礎研究	8	8
その他 *2	3,679	4,354
計	359,365	295,325

*1 目的不明の試験など。

*2 トレーニング・教育、繁殖、腫瘍細胞の維持など。含、内容不明。

■実験等の実施上、配慮している点

挙げられていた事項	平成 20 年度	平成 21 年度
3 R	3	3
使用数削減	2	2
苦痛の排除・軽減	16	20
麻酔	26	28
鎮痛剤	2	4
安楽死(含エンドポイント)	8	8
委員会による計画書の審査	3	3
委員会による現場査察	1	2
適正な実験計画	1	2
適正な生産・繁殖	1	2
指針類(含SOP)	7	5
保温等	5	8
採血・採尿・保定技術	3	3
空調・温度・湿度	2	2
教育・訓練	1	1

■処分方法等

方 法	平成 20 年度	平成 21 年度
エーテル	9	10
麻酔薬の過剰投与	29	30
麻酔下での放血	9	9
炭酸ガス	16	19
頸椎脱臼	15	15
断頭	1	2
その他	4	4
記入無し	2	2

■死体の処理方法

方 法	平成 20 年度	平成 21 年度
外部業者へ委託	34	32
焼却	22	24
その他	1	1
不明	3	4

*複数回答をしている施設があるので、合計は施設数を超える。

■犬の使用数と狂犬病予防法に基づく登録・注射の状況

*別表 → 19 ページ

社内認定試験に合格した者が作業にあたるとした民間施設が 1 力所あった。そのほか、

- ・術中の管理
- ・動物の特性を理解
- ・床敷を利用
- ・患部の消毒
- ・苦痛を伴う実験ではない(抗体検査用赤血球採取・県立C家畜保健衛生所)
- ・実験は行っていない(生産会社?)
- ・麻酔を行う実験はしていない(毒性試験を行っている民間施設)

などを挙げた施設があった。

*各施設、複数の項目を挙げているので、各年の合計数は施設数を超える。

その他内訳 :

- ・深麻酔導入後塩化カリウム投与(ブタ・トレーニングに使用)
- ・窒素ガス(マウス)、冷凍(カメ)
- ・自然死のみ(国立B医療センター・マウス)
- ・単に「薬物」との記載

*複数回答をしている施設があるので、合計は施設数を超える。

その他は、県立D農業高校の「黒のビニール袋に入れ生ゴミ処理」(H21年度)、「冷凍保存後、廃棄処分」(H20年度)。※現状については、まとめ(22ページ)を参照。

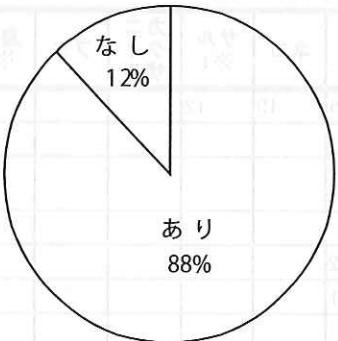
専門の死体処理業者のほかには下記のような回答があつた。

- ・産廃業者(ブタのみを使う 2 施設など)
- ・ペット火葬業者(ペットフード会社と思われる民間施設)
- ・動物靈園(国立C大学の一部施設)
- ・静岡市動物指導センター(国立B医療センター)
- ・市動物処理センター(私立大学と思われる民間施設)
- ・斎場会館(国立D医科大学動物実験施設)

■動物実験委員会設置の有無

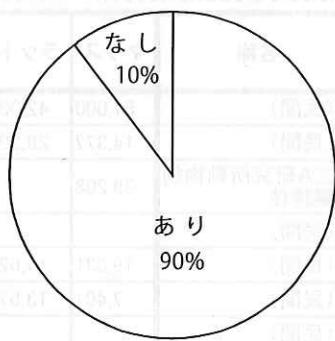
◇平成 20 年度

あり	52
なし	7
計	58



◇平成 21 年度

あり	54
なし	6
計	60



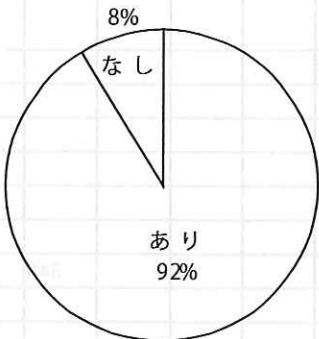
- ・公立施設で委員会がないのは、県立E研究所、県立C家畜保健衛生所、県立D農業高等学校の3カ所。
- ・「なし」と回答した施設のうち、検討中としたものが2カ所。(県立E研究所と民間施設)

- ・公立では、県立E研究所に委員会ができていた。
- ・市立A研究所が、20年度の「有」から「無」に変わっていた。※事情は、まとめ(22ページ)参照。
- ・「無」と回答した民間施設のうち、H22年度4月1日発足を目指しているとする施設が1カ所。

■基準に即した指針の策定の有無

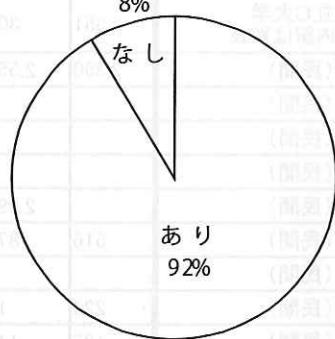
◇平成 20 年度

あり	54
なし	5
計	58



◇平成 21 年度

あり	55
なし	5
計	60



- ・公立施設で指針がないのは、上と同じ。
- ・民間施設で指針がないのは、2カ所。

- ・公立施設で指針がないのは、上と同じ。
- ・民間施設で指針がないのは、2カ所。

■動物別年間使用頭羽数・収容数～使用数順施設一覧～ 平成20年度

●=名称墨塗り

単位:匹

順位	名称	マウス	ラット	モルモット	ハムスター	ウサギ	イヌ	ネコ	サル※1	カニクイルザル	ブタ	鳥類※2	種類無記載	年間の使用数	調査時点の収容数	
1	●(民間)	57,000	42,000	500		280	45	19	12					99,856	6,825	
2	●(民間)	14,377	29,201											43,578	40,180	
3	国立A研究所動物飼育実験棟	39,208												39,208	19,786	
4	●(民間)					1,150							34,881	36,031	1,400	
5	●(民間)	19,031	14,627	83		71	52		173					34,037	12,241	
6	●(民間)	7,401	13,579	120		175	21							21,296	2,067	
7	●(民間)												15,601	15,601	2,028	
8	県立A大学	10,660	4,792	22		30								15,504	2,806	
9	●(民間)	12,600	800			100								13,500	16,100	
10	国立D医科大学動物実験施設	7,928	4,163	170	33	89	4		52		60			12,499	7,403	
11	●(民間)	4,240	6,012	948	897	349	3							12,449	771	
12	●(民間)												12,283	12,283	184	
13	●(民間)	5,325	5,059			241	67			126				10,818	2,055	
14	●(民間)	3,278	5,360	468		175	14							9,295	3,288	
15	●(民間)													7,896	7,896	1,310
16	●(民間)													7,000	7,000	600
17	●(民間)			3,471		1,949	900		305					6,625	1,518	
18	●(民間)	1,300											4,943	6,243	1,223	
19	国立C大学 ※内訳は別表	2,851	302									540	2,350	6,043	3,743	
20	●(民間)	2,360	2,554	329		372	128					240		5,983	187	
21	●(民間)												4,114	4,114	299	
22	●(民間)												3,410	3,410	184	
23	●(民間)												3,203	3,203	15,435	
24	●(民間)		2,599											2,599	364	
25	●(民間)	516	872											1,388	290	
26	●(民間)										548			548	1	
27	●(民間)	224	11										159	394	40	
28	●(民間)	196	145			20								361	34	
29	県立B研究所動物実験施設	233	21										75	329	308	
30	県立D農業高等学校	220												220	229	
31	●(民間)											215		215	44,016	
32	●(民間)	60	130											190	170	
33	県立E研究所	156										2		158	18	
34	市立A研究所	108												108	36	
35	●(民間)		67			14	21							102	93	
36	国立B医療センター	97												97	97	
37	●(民間)											90		90	12	
38	●(民間)	22	43									4	6		75	105
39	●(民間)											46		46	29	
40	●(民間)		16											16	0	
41	●(民間)						15							15	15	
	県立C家畜保健衛生所											(36)		(36)	4	
	●(民間)					(3120)	(3168)							(6288)	136	
	●(民間)													記載なし	98,120	
	●(民間)													記載なし	88,910	
	●(民間)													記載なし	85,000	
	●(民間)													記載なし	記載なし	
	●(民間)													記載なし	記載なし	
	合計	189,391	132,353	6,111	930	5,015	1,270	19	546	393	698	782	95,915	433,423	459,660	

使用数記載のない施設が5施設あり、そのうち3施設はマウス・ラットなどを8万5千～約10万匹収容しているため、実際の使用数合計はもっと多いものと思われる。また、上記一覧には、国立C大学の12施設分を合算して1件として記載した(内訳は14ページ参照)。収容数で幅のある数字が記入されている場合は、最大値を採用。()内は、延べ使用数であり、実際の使用頭数は不明として扱った。

※1: 19位の民間施設の鳥類はニワトリ、県立E研究所の鳥類はガチョウ1、シチメンチョウ1

※2: 1位の民間施設のサルはマーモセット、37位の民間施設のサルはニホンザル1、アカゲザル3、そのほかは種別不明のサル

■動物別年間使用頭羽数・収容数～使用数順施設一覧～ 平成21年度

●=名称墨塗り

単位:匹

順位	名称	マウス	ラット	モルモット	ハムスター	ウサギ	イヌ	ネコ	サル※1	カニクイザル	ブタ	鳥類※2	種類無記載	年間の使用数	調査時点の収容数
1	●(民間)	43,000	18,000	360		180	48	8	12					61,608	9,922
2	●(民間)					867								34,431	35,298
3	●(民間)	9,315	25,952											35,267	47,970
4	国立A研究所動物飼育実験棟	32,828												32,828	19,560
5	●(民間)	16,678	14,671	120	14	17	17		317					31,834	14,198
6	●(民間)	9,262	15,937	46		72	4							25,321	1,852
7	●(民間)													16,829	16,829
8	●(民間)	12,600	800			100								13,500	16,100
9	国立D医科大学動物実験施設	6,486	3,492	40	20	65	2				60			10,165	5,858
10	●(民間)													10,149	10,149
11	●(民間)	1,545	6,920	282	285	301	81							9,414	377
12	県立A大学	1,329	7,961	31		7								9,328	2,806
13	●(民間)	2,799	4,610	483		259	24							8,175	3,703
14	●(民間)	0	0	4,201		2,611	970		312					8,094	1,577
15	●(民間)													6,250	6,250
16	●(民間)	800												5,359	6,159
17	国立C大学※内訳は別表	3,683	250			1						700	1,070	5,704	3,441
18	●(民間)	732	3,420	0		308	130			229				4,819	1,285
19	●(民間)													4,056	4,056
20	●(民間)	1,261	2,024	528		110	26					80		4,029	229
21	●(民間)													3,652	3,652
22	●(民間)													3,304	3,304
23	●(民間)	33	2,794		45									2,872	126
24	●(民間)	812	931											1,743	290
25	国立B研究所動物実験施設	753											545	1,298	369
26	●(民間)	345	444					31	64					884	120
27	●(民間)					18								782	800
28	●(民間)									493				493	1
29	県立D農業高等学校	481												481	207
30	●(民間)		236			12	3							251	101
31	県立E研究所	156										2		158	18
32	●(民間)								141					141	42,429
33	国立B医療センター	129												129	129
34	●(民間)		34										87	121	51
35	市立A研究所	102												102	36
36	●(民間)	36	60											96	39
37	●(民間)									81				81	41
38	●(民間)												40	40	280
39	●(民間)								18					18	42
40	●(民間)		14											14	0
41	●(民間)							13						13	13
	県立C家畜保健衛生所											(36)		(36)	4
	●(民間)					(3168)	(3144)							(6312)	143
	●(民間)													記載なし	91,760
	●(民間)													記載なし	85,000
	●(民間)													記載なし	84,585
	●(民間)													記載なし	記載なし
	●(民間)													記載なし	記載なし
	合計	145,165	108,550	6,091	364	4,928	1,318	8	672	452	634	782	86,554	355,518	450,489
	前年比	-44,226	-23,803	-20	-566	-87	+48	-11	+126	+59	-64	±0	-9,361	-77,905	-9,171

使用数記載のない施設が5施設あり、そのうち3施設はマウス・ラットなどを約8万5千～9万匹収容しているため、実際の使用数合計はもと多いものと思われる。また、上記一覧には、国立C大学の13施設分を合算して1件として記載した(16ページ参照)。収容数で幅のある数字が記入されている場合は、最大値を採用。()内は、延べ使用数であり、実際の使用頭数は不明として扱った。

※1: 1位の民間施設のサルはマーモセット、5位の民間施設のサルはマーモセット8、他のサル309、26位の民間施設のサルはアカゲザル30、ニホンザル1
 ※2: 20位の民間施設の鳥類はニワトリ、県立E研究所の鳥類はガチョウ1、シチメンチョウ1

別表 国立C大学 動物別年間使用頭羽数・収容数内訳 単位:匹

◇平成20年度

順位	名称	マウス	ラット	ウサギ	鳥類	種類無記載	年間の使用数	調査時点の収容数
1	b学部非感染実験動物飼育施設	1,050					1,050	500
2	a学部ア棟●●室						1,008	1,008
3	b学部実験生物飼育舎	838					838	450
4	b学部実験生物飼育舎(鳥類)、●●実験動物飼育舎(ラット)						780	780
5	a学部ウズラ飼育舎及びa学部●●飼育舎	65			540		605	605
6	a学部ア棟●●動物飼育施設	585					585	585
7	b学部実験生物飼育舎(マウス)、●●実験動物飼育舎(ラット)		302				230	532
8	a学部鳥類飼育舎、a学部ウサギ飼育舎						212	212
9	b学部非感染実験動物飼育施設	168					168	0
10	b学部免疫動物舎						120	120
11	非感染実験動物飼育施設	105					105	80
12	a学部ア棟動物飼育施設	40					40	40
	小計	2,851	302	0	540		2,350	6,043
								3,743

※ 鳥類はウズラ

◇平成21年度

順位	名称	マウス	ラット	ウサギ	鳥類	種類無記載	年間の使用数	調査時点の収容数
1	非感染実験動物飼育施設	1,329					1,329	500
2	a学部ア棟●●室						923	923
3	a学部ア棟●●動物飼育施設	900					900	900
4	b学部実験生物飼育舎	798					798	450
5	b学部実験生物飼育舎				510		510	26
6	●●実験動物飼育舎	150	230				380	80
7	a学部ウズラ飼育舎及びア棟●●動物飼育施設	82			190		272	60
8	非感染実験動物飼育施設	188					188	80
9	a学部鳥類飼育舎(鳥類飼育舎2)、a学部ウサギ飼育舎						147	147
10	非感染実験動物飼育施設	136					136	16
11	a学部ア棟動物飼育施設	100					100	100
12	b学部免疫動物舎		20	1			21	19
13	a学部附属●●教育センター						0	140
	小計	3,683	250	1	700	1,070	5,704	3,441
	前年比	+832	-52	+1	+160	-1,280	-339	-302

※ 5位の施設の鳥類は、ニワトリ500、セキセイインコ10、7位の施設の鳥類はウズラ

※ 13位の収容数内訳はニホンイシガメ20、クサガメ20、アカミミガメ100

■参考：国公立大学研究内容抜粋

どのような動物実験が行われているか、ある程度研究内容がわかるもののみ、参考まで抜粋した。

◇平成21年度 国立C大学 ※平成20年度もほぼ同内容なので省略

実験等の名称	実験等の概要	年間実験回数	記載のあった動物種	年間使用数
肝臓形成に関わる遺伝子のクローニングおよびその機能解析、Alb-DsRedトランスジェニックラットを用いた肝臓形成機構の解析	肝臓の発生・関わる遺伝子のクローニング実験。薬剤肝障害の誘導と再生実験及び遺伝子発現解析実験。遺伝子改変マウスの系統維持	90	マウス	150
肝臓形成に関わる遺伝子のクローニングおよびその機能解析、Alb-DsRedトランスジェニックラットを用いた肝臓形成機構の解析	薬剤肝障害の誘導と再生実験及び遺伝子発現解析実験。トランスジェニックラットの系統維持	60	ラット	230
哺乳動物生殖機能系細胞に発現する遺伝子の機能解析	各種組織の採取およびRNAの調整とPCR	25	マウス	100
肝臓の発生・分化・再生メカニズムに関する分子細胞生物学的研究	マウス肝臓の発生機構の研究	100	マウス	188
肝臓の発生・分化・再生メカニズムに関する分子細胞生物学的研究	マウス肝臓の発生機構の研究	120	マウス	500
ウズラの産卵生理と発現に関する研究	卵膜に関する生化学	1	ウズラ	10
卵黄膜の機能・形成機構の解明	各種臓器を採取し、卵黄膜の形成に係るタンパク・遺伝子を解析する	120	—	147
食物繊維の栄養生理機能に関する研究	センイ成分をラット/マウスに摂取させた後の各種生体パラメーターの測定	20	—	923
マウス自己免疫病発症に対する食品成分の効果	種々の食品成分を自己免疫病マウスに投与し、その効果を調べる	20	マウス	400
マウス動脈硬化症発症に対する食品成分の効果	種々の食品成分を動脈硬化症マウスに投与し、その効果を調べる	20	マウス	400
亜鉛欠乏マウスの臓器・組織中の金属タンパク質の変化	食餌中の亜鉛欠乏の影響	8	マウス	136
音声学習・音声認識・音声コミュニケーションの脳内メカニズム	行動実験、神経化学的解析、神経解剖学的解析	48	セキセインコ	10
モノアミンによる行動制御と環境化学物質による行動錯乱の脳内メカニズム	行動実験、神経化学的解析、神経解剖学的解析	60	ニワトリ	500
マウス乳腺組織のケモカイン発現に関する研究	妊娠中および泌乳中のマウス乳腺内のケモカイン発現を調べる	5	マウス	50
ステロイド膜受容体の構造と機能に関する研究	抗体の作製	10	マウス	158
内分泌器官の実験機能形態学研究	下垂体細胞の増殖メカニズムの解明	10	ラット ウサギ	20 1
ウズラの系統保存と突然変異遺伝子に関する研究	突然変異系統の育成	1	ウズラ	180
マウステラトーマ形成関連遺伝子に関する研究	奇形腫高発系統の維持、始原生殖細胞の分離、培養	25	マウス	1,171

◇平成21年度 県立A大学 ※内訳は不明

マウスを用いた実験
ストレス負荷試験、食品成分の抗肥満効果の評価、インフルエンザ感染実験、インシュリン抵抗性発現の機構解明、リンパ球ホーミングアッセイ、糖尿病および糖尿病性腎症発症機構の実験、リポソームの体内分布測定実験、食品成分による抗アレルギー効果の検討、マウス脳老化に対するストレスの影響など
ラットを用いた実験 ※文面はママ
大動脈収縮反応への薬物効果に検討、海馬ストレスを用いた長期増強の測定、亜鉛動態の検討、腸管の生理機能の研究、緑茶と高脂血症治療薬の相互作用の評価、薬物の体内動態、食品成分の唾液分泌への影響、脳虚血モデル動物作成など
モルモットを用いた実験
気道平滑筋を用いた細胞内cAMP濃度上昇による収縮発生機序の解明、実験用血液の採血、腸管の生理機能の解明など
ウサギを用いた実験
抗体作製、学生実習用血液採取、血小板を用いた細胞内情報伝達機構など

■収容設備の大きさ

直近のデータとして、平成21年度分の調査票から飼育ケージの平均値、最大値、最小値をとり、参考にEUの最新の最低基準値と比較した。

		床面積(cm ²)					高さ(cm)				
動物種		静岡県平成21年度				EUの最低基準		静岡県平成21年度		EUの最低基準	
		全体の広さの平均	1匹あたりの広さの平均	最大値	最小値	全体の広さ	1匹あたりの広さ	平均	最大値		
マウス	単独飼育	305	305	600	196	330	60～100 (体重別に4段階)	12	13	10	
	1～10匹	623	135	1276	221			14	24	10	
	11～30匹	885	46	1150	600			13	16	13	
ラット	単独飼育	711	711	1260	408	800～1500 (体重別に5段階)	200～600 (体重別に5段階)	18	20	14	
	2～5匹	1032	329	1976	494			21	40	14	
	6～10匹	1394	179	1481	1050			20	21	20	
モルモット	1～5匹	1392	844	1750	988	1800～2500 (体重別に5段階)	200～900 (体重別に5段階)	27	52	18	
	6～10匹	3100	532	4200	2000			30	42	18	
	11匹～	7200	465	7200	7200			16	42	42	
ワサギ	単独飼育	1889	1889	3600	1050	1～2匹の場合:3500～5400 (体重別に3段階)で、 1匹追加されるごとにプラス2500		38	52	32	
	2～5匹	7700	1540	7700	7700			50	50	50	
イヌ	1～2匹	8321	8197	31500	4830	1～2匹の場合: 20kg未満40000 20Kg以上80000		90	210	60	
ネコ	単独飼育	7819	7819	19800	1813	15000		94	210	35	
	2～3匹	5600	2240	5600	5600	1匹増えるごとに上記に7500追加		75	75	75	
ブタ	単独飼育	6480	6480	7560	5400	20000～50000 (体重別に9段階)	2000～25000 (体重別に9段階)	71	72	70	
	3匹	48600	16200	48600	48600			210	210	210	
マーモセット	1～2匹	2490	2318	2730	1859	1～2匹の場合:5000		61	67	50	
カニクイザル アカゲザル ニホンザル	単独飼育	4666	4666	4900	4900	20000		77	120	60	
										180	

注:

※種別不明のサルは含まない。

※収容設備ごとの飼養頭数が不明なデータは含まない。

※小数点以下は四捨五入。

※EU基準値は、2017年1月1日までに加盟国が守らなければならない数値。

■犬の使用数と狂犬病予防法に基づく登録・注射の状況

実験動物取扱状況調査票より(●は民間施設のため黒塗り)

※アルファベットは、同一施設であることを示すために便宜的に振ったもの。

※民間施設は、平成20年度の使用数順に並べた。

※狂犬病予防注射を接種しているのは、県立D農業高等学校と民間施設Kの2施設のみ。(民間施設Kは、致死をともなわない嗜好試験などを行っており、ほかの民間施設とは条件が異なるものと思われる。()内は延べ数であり、実際に使用された頭数は不明。)

◇平成20年度

施設	調査時 点の収 容数	年間の 使用数	実験犬の飼育期間		狂犬病予防法		備考
			0~30日	31日以上	登録頭数	注射頭数	
●(民間) A	316	900	880	20	0	0	
●(民間) B	27	128	0	27	18	猶予願	
●(民間) C	43	67	0	43	0	0	
●(民間) D	46	52	8	87	87	0	
●(民間) E	64	45	0	61	45	0	
●(民間) F	20	21	0	20	20	0	他にまだ割り当てていない鑑札 が37枚
●(民間) G	3	21	19	2	0	0	
●(民間) H	15	15	0	15	15	猶予願	
●(民間) I	34	14	0	34	34	0	
●(民間) J	93	3	47	46	46	猶予願	
●(民間) K	71	(3120)	0	71	71	71	基本的に終生飼育
●(民間) L	30	不明	0	85	0	0	収容数は、0~30
●(民間) M	11	不明	0	11	11	0	イヌ:2~3年飼育
●(民間) N	70	不明	0	68	68	0	
国立D医科大学	26	4	0	28	28	0	
県立D農業高等学校	13	不明	0	13	13	13	犬:継続飼育中
計	882	1,270	954	631	456	84	
31日以上飼育頭数に占める割合					72%	13%	
施設数	15	—	3	15	11	2	

◇平成21年度

施設	調査時 点の収 容数	年間の 使用数	実験犬の飼育期間		狂犬病予防法		備考
			0~30日	31日以上	登録頭数	注射頭数	
●(民間) A	451	970	954	16	0	0	
●(民間) B	0	26	0	0	0	0	別棟の犬飼養施設廃止
●(民間) C	64	130	0	64	64	0	
●(民間) D	12	17	0	12	12	0	
●(民間) E	38	48	5	33	33	0	9ヶ月齢が多い
●(民間) F	33	4	0	27	57	0	
●(民間) G	5	3	7	0	0	0	
●(民間) H	13	13	0	13	13	猶予願	
●(民間) I	41	24	0	41	41	0	
●(民間) J	52	81	0	52	42	猶予願	
●(民間) K	76	(3168)	0	76	68	68	基本的に終生飼育
●(民間) L	30	不明	0	106	0	0	収容数は、0~30
●(民間) M	16	不明	0	16	16	0	
●(民間) N	70	不明	0	70	70	0	
国立D医科大学	26	2	0	22	22	0	
計	927	1,318	966	548	438	68	
31日以上飼育頭数に占める割合					80%	12%	
施設数	14	—	3	12	10	1	

実験動物取扱状況施設訪問調査票の内容

調査項目に関する適否が○×で記入されている。

(実験委員会や指針がない場合と、該当しない設問以外は全てが○印)

■摘要欄

具体的な指導内容が書かれていたのは、下記4件。

- ・搬入日、実験日、処分日等の記録がなく、様式のみ定められていたので、今後適正な記録を保管をするよう口頭指導した。
(民間施設)
- ・実験棟の臭気（エントランスを含めた一般立入区域）について、口頭で伝えた（国立A研究所動物飼育実験棟）
- ・逸走時、緊急時の対応を文書化することが望ましい（民間施設）
- ・登録・注射指導（民間施設）

また、感染症を理由に飼育施設の調査ができない旨書かれた施設が、両年とも2件あった。

動物の愛護及び管理指導票の内容

■指導票が出されていた件数

平成20年度 2件

平成21年度 0件

■指導内容

平成20年度、民間施設2施設に対して指導されていた内容は以下の通り。

- ・逸走時及び緊急時に採るべき措置に関する計画を作成すること。

年月	巡回至嘱事務		隔離実験の大要実		の衛生 監視	被査施 設の点	結果
	巡回回数	巡回期間	土曜日	日曜日			
平成20年1月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成20年2月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成20年3月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成20年4月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成20年5月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成20年6月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成20年7月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成20年8月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成20年9月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成20年10月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成20年11月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成20年12月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成21年1月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成21年2月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成21年3月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成21年4月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成21年5月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成21年6月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成21年7月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成21年8月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成21年9月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成21年10月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成21年11月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●
平成21年12月	0	0	0	0	0	0	○ (問題) ●

まとめ

■全体として

立入に関して記録されている文書は1施設につき4ページとなっており、簡易な内容ではありますが、それでも実験動物の保護に関して具体的な制度のない現在の日本においては、実験動物の飼養状況や3Rの取り組みの一端を知る手がかりとして、十分貴重な資料となっています。

特に、指導票が切られていることや、訪問票に口頭指導の内容などが書かれていることなどから、自治体が、実験動物の福祉や逸走の防止、狂犬病予防等の観点から、動物実験施設に対しても監督を行っていく姿勢を持っていることがわかります。

■民間施設について

民間施設については、施設の名称、実験の概要等が非開示となっているため、業種ごとの比較や経年の変化などが把握できません。限られた情報からではありますが、民間施設について、動物実験施設を有する法人の業種を推測すると、以下のようなものが考えられます。

- ・私立短期大学
- ・製薬会社
- ・医療機器会社（含トレーニングセンター）
- ・試験受託会社、実験動物生産業者
- ・化学、農薬会社
- ・食品会社
- ・ペットフード会社 など

民間施設では、感染症を理由に立入ができないと書かれていた施設が2施設あり、それらの施設は、動物の収容状況や使用数等も全て空欄でした。ほかに、使用数や実験等の概要を書く表のみを全て空欄としている施設も3施設ありました（うち1施設は、実験を行わない生産施設の可能性あり）。やはり立入自体が、法的裏づけの上に行われているものではないため、民間施設の状況を把握するには限界があります。

■実験動物管理者の資格について

実験動物福祉に直接かかわる、獣医師や実験動物技術師などの資格を持たない人が管理者となっている施設が4割から5割にも及びました。実験動物の適切な飼養を推進するためには、この項目くらいは100%に近づけるよう、改善指導が求められます。

■収容整備の大きさについて

日本の状況を海外の最新の動向と比較するため、ケージサイズの平均値をとり、2010年に改正されたEUの最新の基準値と並べました。やはり日本のケージサイズは小さく、特にウサギ、ネコ、イヌ、サルなどで顕著にその傾向が見られます。（1ケージに入れる匹数に幅がある場合は、中間値を採用して1匹あたり床面積の平均を出しました。イヌ、ネコでは、ペットフード会社と思われる施設のケージがほかの施設のものより大きく、平均値が上がっています。）

実際に使われている飼養設備の状況は、外部から知ることができないので、このようなデータが把握できるのは、行政が関与することのメリットです。

■空調設備について

ラットの実験を行っている私立短期大学と思われる民間施設では、空調設備がないとされていました。そのような環境で科学的なデータがとれるのか疑問であり、改善指導が求められます。

■実験動物の年間の使用数について

実験動物の年間の使用数は、直近2年間だけの比較ですが、総計が減少していました。

但し、任意の調査であるため、表の注でも示した通り、調査時点の収容数がもっとも多い民間の3施設が使用数を記入しておらず、統計自体が不正確なものとなってしまっています。3Rの一つである使用数の削減が行われているかどうかを知るために、統計は重要な位置を占めるので、民間企業もデータの提供をしてほしいところです。

施設名が開示されている国公立の施設で比較してみると、3つある大学については、全てが年間の使用数を減らしています。その理由及び、これが全国的な傾向なのかどうかについては、国レベルの調査が待たれます。但し、国公立の研究機関では、数がふえているところも2カ所ありました。

実験カテゴリー別に見ると、公立施設は遺伝子組み換え実験などを含む基礎研究、民間施設は薬効・薬理、安全性などの非臨床試験が主流となっています。遺伝子組み換え実験は、やはり増加を示しています。

■実験の実施上、配慮されている点について

実験の実施上、配慮されている点は、小さい欄に短く記入するため、逆に、各施設が何を最も重要だと考えているかが端的にあらわれています。3Rの中でも、やはり苦痛の軽減、麻酔の使用、安楽死などを挙げる施設が圧倒的に多くなっていました。

民間施設の中には、社内認定試験を設けているところや、委員会による現場の査察を挙げていたところもあり、各組織での努力が感じられる部分がありました。こういった3Rの実現へ向けた取り組みは、企業にとってはイメージアップとなるもののはずですが、一般にはあまり広報されていません。立入検査で明らかになるのは、改善すべき問題点だけではなく、評価すべき点もあります。

■動物の処分方法等について

●殺処分方法

処分方法が複数書かれている場合に、どの動物にどの方法が使われているのか不明であったり、簡単な記入内容ではありますが、現在、日本の動物実験施設でどのような殺処分方法が採用されているかがわかる貴重な資料です。

特に、エーテルは安楽死とは言えず、海外では禁止している団体・研究機関なども多く、日本でも公私立大学実験動物施設協議会が「推奨されない」としていますが、まだ多くの施設が採用していることがわかります。エーテルを殺処分方法として挙げている施設は、各年10施設前後存在しました。

また、単に「薬物」と記入するなど、方法のはつきりしない施設もありました。このあたりは改善指導を求めたいところです。

●死体の処理

死体の処理に関しては、自施設での焼却より外部業者への委託が多くなっていますが、外部委託の場合は、専門業者に限らず、ペット霊園や市の動物指導センターなども委託先となっていることがわかりました。また、農業高校が、通常の生ゴミと一緒に廃棄処分を行っているとしていましたが、その後の調査で、静岡県の指導により専門業者への委託に改善されていることがわかりました。

■狂犬病予防法遵守状況

狂犬病予防法上の犬の登録については、動物実験施設であっても適用除外の規定はありませんが、31日以上飼育している犬の2割が登録されておらず、法令違反となる状況がありました。適正に登録を行うよう、行政には指導を求めるところです。

また、狂犬病予防の注射に関しては、民間の施設は全て行っていないことがわかりました（ペットフード会社と思われる施設は除く）。免疫に影響があるかもしれないからとしている施設があり、試験の結果に影響することをおそれてのことだと思われますが、もしそうであれば、法令を遵守した適正な手続きのもとで行うよう、行政が指導する必要があります。

■動物実験委員会、指針について

動物実験委員会の設置と実験指針の有無について、調査票の欄に回答が記入されていない場合は、訪問調査票の○×欄を採用して集計しました。調査票と訪問調査票の記入内容に食い違いがある施設があり、その施設については、調査表の内容を採用して集計しました。（その結果、市立A研究所が平成20年度の「有」から、翌年「無」の判定に変わっ

てしましましたが、実際には貝毒の検査でマウスを使っているのみの施設とのことで、委員会ではなく、制度管理の書類で代用する判断があったとのことでした。)

委員会の設置や指針の制定は、多くの施設が対応している状況がありますが、まだ設置していないところも1割程度存在します。

特に注意すべきは、私立短期大学と思われる民間施設が、指針の策定も、動物実験委員会の審査も、行っていなかつたことです。そういう整備ができないのであれば、施設には空調もないとのことなので、あえて動物実験しなければならない必然性もないと考えられます。

また、農業高校や家畜保健衛生所も同様で、もし動物実験を行うのであれば、委員会や指針にあたるものは整備すべきです。とりわけ未成年者の通う高校は、大学以上に高い倫理性についての検討が必要なはずです。

■さいごに

静岡県は、医薬品・医療機器の生産に関して、全国でもトップクラスのシェアを誇る自治体です。現在、日本には国の定める動物実験施設の届出制（もしくは登録制）といったものが存在しないので、自治体別の動物実験施設の数は不明ですが、静岡県内の動物実験施設の数は、他県と比べても多い方ではないかと考えられます。

そのような自治体において、既に全国に先駆けてこのような取り組みが行われており、民間企業を含めた多くの施設がこの立入調査を受け入れてきたことは、大変すばらしい実績です。

さらに、今後日本において実験動物福祉推進のための制度を構築していく際に、自治体がその役割の一翼を担うことは、十分可能であることを証明しています。

静岡県では、動物実験施設に対する指導票は、動物取扱業者に対して使う様式と同じものが使われていましたが、このことはまさに、動物実験施設への立入が、動物を多頭飼育する施設における動物の福祉問題を扱っていることを端的に示していると思います。実験動物福祉は、動物愛護法の枠組みの中で行われるべきであり、この法律から切り離すべきではない理由にもつながります。

今回は、情報公開制度を利用して市民団体が集計をしましたが、動物実験の3Rを推進していく指標として、国が統計をとるような時代がくることを願わざにはおれません。

★参考★ 静岡県動物愛護管理推進計画

静岡県の動物愛護管理推進計画では、実験動物に関して、下記のように書き込まれています。

● 20 ページ [現状と課題] 苦情等を減らす取組みの推進

[現状と課題]

(6) 実験動物の飼養等については、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」が示され、全施設、年に1回の立入調査を実施し、基準が守られていることを確認しています。

● 21 ページ [具体的な施策]

(6) 実験動物取扱施設に年1回立入調査時に、「3Rの原則」（代替法の活用、使用数の削減、苦痛の軽減）の遵守状況を指導し、実験動物の適正な取扱いを図ります。

● 42 ページ 表内 [基本指針]

基本指針

6 実験動物の適正な取扱いの推進

基本指針（現状と課題）

動物が命あるものであることにかんがみ、実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。

基本指針（講すべき施策）

- ・実験動物の使用保管等基準の遵守状況について定期的な実態把握を行なうこと。

静岡県動物愛護管理推進計画（具体的な施策）

II 人と動物の安全と健康の確保

1 苦情等を減らす取組みの推進

- (6) 実験動物の適正な取扱いの推進